



8 鹿嶋市子宝手当支給事業

子どもたちの健やかな成長に向けた支援の充実を図るため、第1子および第2子に子育て用品、第3子以降は子宝手当を支給します。

なお、どちらの事業も、支給を受けるには申請（請求）が必要です。



◎ 育児用品支給（第1子・第2子）

対 象	お子さん	支 給 品	備 考
市内に住民登録がある方で、 第1子または第2子を出産した方 もしくは、その配偶者	第1子	おんぶひも、カタログギフト 等の中から1点	窓口でお渡し
	第2子	紙おむつ、おしりふき	後日、自宅へ配送

※ 誕生日から60日以内に、市へ申請が必要です。また、申請者とその配偶者等に、「市税等（市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など）に未納がない」ことが条件です。

◎ 子宝手当支給（第3子以降）

■ 対象

下記の要件を全て満たす方、およびそのお子さんであること。

- ① 児童手当を受給し、前年所得が児童手当の所得制限（11ページ参照）を超えないこと。
- ② 市内に1年以上住所を有していること。
- ③ 高校卒業（18歳に到達後の3月31日）までのお子さんを3人以上養育し、かつ、そのうちの3番目以降のお子さんが、次の要件に全て該当するお子さん（対象児童）であること。

[要件]

- 平成21年4月2日以降に生まれた子。
- 市内に1年以上住所を有していること。
(ただし、出生して鹿嶋市に在住する子は除く。)

- ④ 児童手当の受給者およびその配偶者に、「市税等（※上記参照）に未納がない」こと。
- ⑤ 生活保護を受給していないこと。

[市ホームページ]

<http://city.kashima.ibaraki.jp/info/detail.php?no=7345>



■ 手当の額および支給月

対象児童1人につき月額2万円を、下記の支給月に当該月分をまとめて支給します。

支給月	該当する月
10月	4月～7月分
2月	8月～11月分
6月	12月～3月分

■ 注意事項

- 毎年、「**所得の申告**」が必要です。申告に必要な書類は、1月下旬に送付します。
- 継続して受給するには、毎年7月以降に、「現況届」の提出が必要です。
- 「受給資格を満たさない」または「必要な届出（現況届や世帯状況の変更届等）がない」等のときは、支給停止となる場合があります。
- その他、不明な点や詳細等については、市ホームページまたは下記の窓口で直接、ご確認ください。

問合せ先

こども福祉課 少子化対策室

TEL：0299-82-2911（代表）

